

令和7年4月1日
令和8年3月31日一部改正
令和8年4月1日一部改正

令和8年度大津市潜在保育士等就職支援給付金支給基準

給付金の名称	令和8年度大津市潜在保育士等就職支援給付金
給付金の支給目的	保育人材の確保のため、新たに市内の保育所等に就職した者に対し、その就職の時から一定期間までの間、潜在保育士等就職支援給付金（以下「給付金」という。）として就労継続奨励金及び就労定着支援金を支給することにより、その就職の定着を図り、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
定義	(1) 保育所等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの（以下「保育所型認定こども園」という。）を除く。）、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業（同項に規定する居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を除く。）を行う事業所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であって、認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園型認定こども園をいう。 (2) 保育士等 保育所等に勤務する保育士及び保育教諭をいう。
給付金の支給対象者	(1) 就労継続奨励金の支給対象者 令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間において、大津市内の保育所等に保育士等として新たに採用され、勤務を開始した者（所定労働時間が1週間30時間以上の者に限る。）であって、その採用された日（以下「採用日」という。）から引き続き市内の保育所等に勤務し、6か月を経過し

	<p>たものとする。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>ア 採用日前の1年間に、保育士等として他の保育所等に勤務していた者</p> <p>イ 採用日において、保育士資格取得日又は学校教育法第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学若しくは同法第125条に規定する専修学校の専門課程を卒業した日から1年が経過していない者</p> <p>(2) 就労定着支援金の支給対象者</p> <p>就労継続奨励金（令和7年度の本市における同様の趣旨の奨励金を含む。）を受給した者であって、引き続き市内の保育所等に勤務し、6か月を経過したものとする。</p>
<p>給付金の請求</p>	<p>(1) 就労継続奨励金の請求</p> <p>採用日から6か月を経過した日以後に大津市潜在保育士等就職支援給付金支給申請書兼就労継続奨励金請求書兼同意書（様式第1号。以下「第1号交付申請書」という。）により請求するものとする。</p> <p>(2) 就労定着支援金の請求</p> <p>採用日から1年を経過した日以後に大津市潜在保育士等就職支援給付金支給申請書兼就労定着支援金請求書兼同意書（様式第2号。以下「第2号交付申請書」という。）により請求するものとする。</p>
<p>給付金の支給額</p>	<p>(1) 就労継続奨励金 60,000円</p> <p>(2) 就労定着支援金 60,000円</p>
<p>給付金の支給等</p>	<p>(1) 市長は、第1号交付申請書又は第2号交付申請書（以下「第1号交付申請書等」という。）を受理し、給付金の支給を決定したときは、「大津市潜在保育士等就職支援給付金支給決定通知書」（様式第3号）により、支給対象者に通知するものとする。</p> <p>(2) 市長は、第1号交付申請書等を受理し、給付金の交付をしないことと決定したときは、「大津市潜在保育士等就職支援給付金支給申請棄却（却下）決定通知書」（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。</p>

	<p>(3) 市長は、第1号の通知をしたときは、当該通知をした日から30日以内に支給対象者に対して給付金を支払うものとする。</p> <p>(4) 市長は、第1号の決定後に、その後の事情の変更により特別の必要が生じたことにより、給付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するときは、「大津市潜在保育士等就職支援給付金支給決定取消通知書」(様式第5号)により、同号の通知をした者に通知するものとする。</p> <p>(5) 給付金に係る実績の報告は、第1号交付申請書等の提出をもってなされたものとみなす。</p> <p>(6) 給付金の額は、第1号の規定により通知した額で確定するものとする。</p> <p>(7) 給付金の交付の請求は、第1号交付申請書等の提出をもってなされたものとみなす。</p>
支給対象者の報告	支給対象者は、当該保育所等を退職等となったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。給付金の受給後も、同様とする。
給付金の返還等	市長は、給付金の交付の決定を取り消したときは、支給対象者に対し、「大津市潜在保育士等就職支援給付金返還通知書」(様式第6号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
給付金の支給条件	給付金の総額が予算額を超える場合は、第1号交付申請書等を申請した順に、予算の範囲内で交付する。
給付金の終了時期	令和9年3月31日
給付金の申請期限	令和9年3月31日
様式	<p>大津市潜在保育士等就職支援給付金支給申請書兼就労継続奨励金請求書兼同意書(様式第1号)</p> <p>大津市潜在保育士等就職支援給付金支給申請書兼就労定着支援金請求書兼同意書(様式第2号)</p> <p>大津市潜在保育士等就職支援給付金支給決定通知書(様式第3号)</p>

	大津市潜在保育士等就職支援給付金支給申請棄却 (却下) 決定通知書 (様式第 4 号) 大津市潜在保育士等就職支援給付金支給決定取消 通知書 (様式第 5 号) 大津市潜在保育士等就職支援給付金返還通知書 (様式第 6 号)
担当部署	大津市こども未来部幼保支援課